

甲斐市議会 厚生環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年7月26日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	清水和弘君	副委員長	保坂康君
	若尾彰子君		加藤敬徳君
	谷口和男君		滝川美幸君
	金丸寛君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長 秋山照雄君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	大 畠 正 之 君	生活環境部長	望 月 新 路 君
保険課長	金 子 智 奈 美 君	環境課長	伊 藤 敦 君
国民健康保険 税係長	名 取 綾 子 君	環境保全係長	根 津 秀 樹 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 澤 一 昭	書記	藤 井 涼 子
書記	深 澤 隼 人		

内容

- 1 令和6年度甲斐市国民健康保険税本算定について（保険課）
- 2 山梨県国民健康保険運営方針（第3期）について（保険課）

- 3 菖蒲沢地区メガソーラー事業地の状況について（環境課）
- 4 その他

開会 午前 9時29分

○書記（深澤隼人君） ご参集大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶。

清水委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 皆さん、改めておはようございます。

連日猛暑が続く中で、ご案内のように今日の未明ですか、27日未明ですよ。パリで100年ぶりの3度目のオリンピックが開催されるということで、2時半ぐらいになるでしょうか、パレードが多分放映されると思います。

ぜひ皆さん、お体にご注意なさって、睡眠不足になることのないように、この夏をしっかりと乗り切ってもらいたいと、そんなことを思います。

本日は次第にございますように、2題の案件を慎重に審議いただきまして、スムーズな進行ができますようお願いをして挨拶に代えさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会します。

なお、保坂委員は遅刻の連絡がありましたので、報告いたします。

○委員長（清水和弘君） それでは、これより次第3、内容に入ります。

初めに、（1）令和6年度甲斐市国民健康保険税本算定について、担当より説明をお願いいたします。

金子保険課長。

○保険課長（金子智奈美君） おはようございます。

保険課から、令和6年度の甲斐市国民健康保険税の本算定を行いましたので、結果についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の国民健康保険税率につきましては、令和4年度に国保税率の引下げを行い、令和5年度に引き続き、令和6年度も税率を据置きとしております。

所得割、均等割、平等割により構成され、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分につきまして、それぞれ表のと通りの税率でございます。

次に、2、国民健康保険税額（現年）につきましては、上の表、1の税率により算定いたしました調定額と収入見込額でございます。表の一番下の太字で記載しております予算額は令和6年度の当初予算額でございます。本算定の算定結果はその上の本算定合計でございます。調定額13億2,793万1,000円、収入見込額12億6,658万1,000円となり、現時点では予算額を上回る算定結果となっております。

なお、予算を上回る結果となりましたが、今後も収納率向上に努め、不足額が生じた場合につきましては、国民健康保険財政調整基金を活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、3の算定状況につきましては、まず（1）世帯数・被保険者数の状況でございますが、令和6年度本算定では9,403世帯、被保険者数は1万4,014人、令和5年度と比較しますと共に減少しております。国民健康保険の被保険者数につきましては、社会保険の加入適用拡大や、75歳年齢到達による高齢者医療制度への移行などにより、減少傾向にございます。

次に、（2）調定額の状況につきましては、令和6年度本算定の1世帯当たり調定額は14万1,224円、1人当たり調定額は9万4,758円、令和5年度と比較いたしますと共に増額となっております。

増額となりました要因といたしましては、賃上げなどの影響により所得が増えたためと考えられます。

次に、（3）国民健康保険税の軽減につきましては、低所得者に対し保険税の軽減を行っており、軽減世帯数は医療保険分と後期高齢者支援金分で4,885世帯、介護保険分につきましては、1,847世帯ございました。対前年度比較では、医療保険分と後期高齢者支援金分は246世帯減少、介護保険分は51世帯減少しております。

その下の表、未就学児につきましては292人、対前年度比較で38人減少しております。

次に、（4）国民健康保険税の限度額超過につきましては、ある一定額以上の所得がある場合、限度額までしか課税されない制度であり、今年5月の臨時市議会において、国民健康保険税条例の一部改正を行い、後期高齢者支援金分を22万円から24万円に引上げを行いま

した。その結果、医療保険分65万円と介護保険分17万円を合わせた課税限度額の合計は106万円でございます。

今回限度額を超えた世帯数は、医療保険分が99世帯、後期高齢者支援金分が86世帯、介護保険分が60世帯でございます。

2ページをお願いいたします。

4、参考資料、令和6年度所得階層別世帯内訳につきましては、国民健康保険税は世帯課税であり、所得階層をゼロ円世帯から800万円を超える世帯に分類し、所得階層別の世帯数と割合を示した表でございます。

1番割合の多い所得階層世帯は、ゼロ円2,101世帯で22.3%となっており、100万円以下までの累計割合は47.5%と半数弱を占めております。

また、下段の表は、所得階層別世帯をグラフにしたもので、世帯数が棒グラフ、割合を折れ線グラフで示したものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔・明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑がありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 1ページの税率を据置きということなんですけれども、今のお話だと、一定所得を超えた方に関しては、税率が上がっているというふうに、限度額を超えた方ですね。上がっているということですか。

○委員長（清水和弘君） 金子保険課長。

○保険課長（金子智奈美君） 税率ではございませんで、税率はそのまま据置きですので、ただ限度額が上がっていますので、それまでは頭打ちだった方々が、所得が超えた方については、その分限度額が上がった分だけ、ちょっと課税額が上がったという形になっております。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、令和6年度甲斐市国民健康保険税本算定についてを終わります。

続いて、（2）山梨県国民健康保険運営方針（第3期）について、担当より説明をお願いします。

金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

3ページをお願い致します。

令和6年3月に県が定める山梨県国民健康保険運営方針の改定がございましたので、その概要について、説明させていただきます。

1の根拠規定及び運営方針の趣旨と状況についてでございます。

この運営方針は、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったことにより、国民健康保険法第82条の2に基づき、国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業の公益化や効率的な運営の推進を図ることを目的に、県が定めるものでございます。

本件においては、平成26年9月に保険税の適正な設定や徴収、保険給付の適正な実施、医療費の適正化を定めた第1期の運営方針が策定され、平成30年度から令和2年度までの3年間を対象とされました。その後、令和2年12月に令和3年度から令和5年度の3年間を対象として時点修正を行うとともに、将来的な国保税水準の統一のために、令和12年度を統一目標としました納付金ベースの統一の段階的推進、医療費適正化の一層の推進などを盛り込んだ第2期の方針に改定されました。

今般、前回改定から3年が経過したため、本方針が改定されたものでございます。

2の運営方針（第3期）の期間についてでございますが、今回は令和6年4月1日から令和12年3月31日の6年間とされました。

ただし、取組状況の分析の結果、必要と認める場合は、おおむね3年ごとに見直すこととなっております。

3の運営方針の概要についてでございます。

次ページ、4ページのカラー版の資料のほうをご覧ください。

こちらは県の国保援護課からの資料でございます。

主要な箇所について説明いたします。

左下のローマ数字のⅡ、国民健康保険の医療に関する費用及び財政の見通し（その1）を

ご覧ください。

医療費の動向と将来の見通しでございます。

まず、被保険者の推移につきましては、社会保険加入適用の拡大などにより、全国と同様に山梨県も減少傾向にあります。また、加入者の年齢構成は、65歳から74歳までの高齢者の割合が大幅に増加の傾向となっております。

次に、医療費の動向につきましては、医療費の総額は、被保険者数の減少により減少傾向にありますが、1人当たりの医療費は被保険者の年齢構成の高齢化により、増加傾向となっております。

以上のことから、将来の見通しにつきましては、被保険者数は減少するものの65歳から74歳までの割合は増加する見込みであり、医療費総額は減少するものの1人当たりの医療費は増加する見込みとなっております。

次に、真ん中のローマ数字のⅢ、市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項の欄をご覧ください。

表中ほどの標準的な収納率の設定につきましては、県が賦課年度の前年度の平均被保険者数による規模別に3区分に設定することとしております。

また、保険料水準の統一につきましては、受益と負担の公平性を図る観点から、県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料となることが望ましいことから、令和12年度に保険料水準の統一を目指すことといたしました。

なお、県はこれを実現するために、令和6年度から令和8年度までの3年間で市町村と検討・協議を進めていくこととしております。

5ページをお願いいたします。

納付金ベースの統一と保険料水準の統一の違いについてご説明いたします。

まず、市町村単位で国保を運営していたときは、それぞれの市町村ごとに必要な医療費を賄うよう、保険料率を設定しておりました。この場合、A市とB市で同じ世帯構成、同じ所得の世帯でも保険料に差が生じます。

(1)の納付金ベースの統一が行われますと、市町村は集めた保険料から県が決めた納付金額を支払い、県が医療費を賄うこととなります。

その際県は、市町村ごとの医療費水準は反映せず、A市とB市で同じ世帯構成、同じ所得の世帯の場合は、同じ保険料であると仮定して納付金額を設定することとなります。

市町村は、納付金額を支払うために必要な保険料を集めるため、保険料率を決めることと

なります。

その際、市町村ごとに基金などを活用して保険料率を低く抑えることも可能となります。

次に、(2)の保険料率水準の統一が行われますと、保険料率、税率は県域で統一のものとなりますので、市町村が個別に決めることができなくなります。またその際、県への納付金額へは、医療費である保険給付費だけでなく、それまでは市町村が保険料を財源として行っておりました保健事業も含まれることとなります。

下のイメージと書かれた図をご覧ください。

上が令和2年度に策定された第2期の運営方針のイメージです。将来的には、保険料水準の統一目標としながら、まずは、令和12年度に納付金ベースの統一を目標として調整を行っていくこととなっております。

そして、下が令和5年度末に示された第3期の運営方針のイメージになります。令和12年度に納付金ベースの統一を行うと同時に、保険料水準の統一を目標としております。

ページ右側の3、保険料水準の統一に向けた検討事項をご覧ください。

(1)のスケジュールといたしまして、納付金ベースの統一時である令和12年度に保険料(税)水準の統一を目指す。実際の統一年次は、市町村と協議の上で決定するが、受益と負担の公平性の確保の観点から、できる限り早期実現が望ましいとしております。

そしてこれを実現するために、市町村と協議を進めていくとし、協議期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間で各市町村において、協議期間中から保険料水準統一の準備を適宜進めていくとしております。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

4、市における今後の対応についてでございます。

令和12年度に保険料(税)水準の統一を実現するために、令和6年度から8年度までの3年間で、県及び県内各市町村と検討・協議を行っていくとともに、協議期間中から保険料(税)水準の統一の準備を適宜進めていくと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(清水和弘君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑がありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員(谷口和男君) 保険税率なんですけれども、今、甲斐市は独自に決めているわけです

よね。それで、県に統一したとしたら、今の甲斐市の水準よりも高くなるんでしょうか、それとも現状維持ぐらいなのか、それとも低くなるのか。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 今の水準ですと、ちょっと低い。いずれもし水準を、県のほうに合わせるとなると、上げていかなければならないというふうな状況でございます。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それで保険水準を統一するのに、2つに分かれているみたいなんですけれども、今持っている財政調整基金、これが保険料率まで統一されちゃうとその使い道というのはどういうふうになるんですか。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 基金のその辺の使い道も含めて、今後協議をしていくという形にはなると思うんですけれども、ただ、ちょっと県のほうで考えているのは、例えば納付金に対して収納率が足りなかった分については、そこの部分で基金で補っていくという使い方もあるのではないかという話は聞いているんですが、具体的にどういうふうな使い方とかというものは、まだ示されておられませんので、今後協議して決めていくような形になると思います。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃあ、今の支払いというか、料率に反映するのは基金は使えなくなるといことなんですかね。基本的には納付率が100%いかない場合は、基金から支払うということになるわけですか。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） そうです。税を低く抑えるためには基金は使えないんですが、税率をある程度県のほうで決めてきますので、標準税率までに届かない分について、こちらのほうで賄うという形の基金の使い方というのが出てくるのではないかというふうな話は聞いている、まだちょっと決定ではないので、その辺がまだこちらのほうでも、分からない状況ですみません。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で山梨県国民健康保険運営方針（第3期）についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時51分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて（3）菖蒲沢地区メガソーラー事業地の状況について、担当より説明をお願いします。

伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 改めまして、おはようございます。環境課です。

内容の（3）、菖蒲沢地区メガソーラー事業地の状況について、ご説明させていただきます。

資料は6ページ及び7ページになります。

菖蒲沢地区のメガソーラーにつきましては、事業者が森林法に基づく林地開発許可を県から得て実施し、太陽光発電事業を進めているところであります。

事業地に関しましては、第1工区から第4工区の5か所となり、位置図を資料7ページに掲載させていただきました。

各事業地の認定出力及び事業面積も、掲載をさせていただいているところでありますが、事業地の合計面積は、77.1ヘクタールとなり、山梨県の事業地でありますやまなしメガソーラー（甲斐）事業地の13ヘクタールを合わせると、約90ヘクタールの規模となります。

太陽光発電の商業運転に関しましては、全ての事業地で開始されているところであります。6ページをお願いいたします。

1、菖蒲沢地区メガソーラー事業地の状況についてになります。

第1工区から第4工区の事業地について、林地開発行為の許可者であります県に確認をしたところ、全ての事業地において林地開発行為は完了しているところであります。

調整池、排水路等に関して、県からは正指示があった第2工区及び第3-1工区についても、その指示対応のために作成した復旧計画書に基づく工事の完了を経て、第3-1工区は令和5年8月に、第2工区は令和6年3月に林地開発行為が完了したことを、県に確認いた

しました。

2、市の取組状況についてになります。

菖蒲沢メガソーラー事業地に関する市の取組状況といたしまして、(1)としまして、市の自治会連合会双葉支部の正副支部長と坊沢川及び東川の9つの自治会長で構成されます、甲斐市双葉地区メガソーラー対策協議会と情報共有を図っているところでもあります。

(2)としまして、環境課をはじめ、建設課、農林振興課、防災危機管理課の関係4課において月2回の巡視を行っているところでもあります。

また、(3)としまして、大雨注意報等の気象情報の発令された際に、事業地の状況確認のための巡視を行っています。

(4)としまして、事業地の維持管理会社との連携体制を構築し、適切な指示、施設の維持管理に努めてまいります。

以上で菖蒲沢地区のメガソーラー事業地の状況についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長(清水和弘君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質問ありますか。

金丸委員。

○委員(金丸 寛君) 地元地域の皆さんと情報共有ということ、これ、以前から大変共有ができていない状況、時期もあったんじゃないかなと私は思っています。

現在はそうやって共有をさせていただいているということなのですが、月2回の巡視の実施と(2)にありますけれども、その巡視の際に危険箇所というような現状あるかないか、その対応、対策は取られているかどうか。

この2点お願いします。

○委員長(清水和弘君) 伊藤課長。

○環境課長(伊藤 敦君) 現在行っています月2回の巡視において、危険箇所の確認はされていないところではあります。

○委員長(清水和弘君) そのほかございますか。

谷口委員。

○委員(谷口和男君) 第3工区の1のところですが、ちょっと伺いたいんですけども、あのときに調整池の整備が不十分ということで工事をしていたんですけども、その工事のほう

は安全な形でもう完了しているのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 調整池の修正工事に関しましては、現在完了しているところがございます。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それで第3工区、ちょっと上のほう、市道だと思うんですけども、太陽光パネルをつけるに当たって、ダンプが通って通行不能になっていたんですね。まあ歩いて行ったんですけども。その通行不能は工事が終われば、業者の責任で市道を復元するという事だったんですけども、そちらのほうはもう終わっているんですか。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 市道の復旧工事のほうに関しましては、事業者の責任においてやっていただくということで、双方協議をし、了解は得ているところですが、詳細については今後詰めて復旧工事のほうはさせていただくというような予定となっております。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃあ、協議はして合意はしているけれども、復旧工事はまだされていないという状況なんですか。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 工事については今後させていただく予定となっております。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 同じく太陽光パネルをつけるに当たって、結構木を伐採して林地残というんですかね。伐採したのがそのまま斜面に残っていたりしたんですけども、そちらのほうは、もう撤去は完了しているんですか。

○委員長（清水和弘君） 根津係長。

○環境保全係長（根津秀樹君） 伐採された樹木については、撤去されております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 今、異常気象で各地非常に集中豪雨と線状降水帯とか甚大な被害が起きている現状の中で、もし、という仮定であの地域に大雨が来たという場合に、果たしてあの地域の人たちの避難、あるいはハザードマップ。以前はかなり下のほうまでハザードマッ

プ危険区域ですよというお話があったけれども、県の見直しでかなりそれが縮小されたという経緯があります。

果たしてそういったその状況の中で、危険が発生する、あるいはしつつあるというところの避難体制、市と地元住民の皆さんとの連携、これ、非常に命に関わる問題ですので、しっかり検討しておく必要があるかと思いますが、その辺の準備といたしますか、進捗状況というものを聞かせておいていただきたい。お願いします。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 現在気象情報の発令に関して、必要な状況に応じて防災危機管理課のほうで住民の避難勧告のほうをしているような状況でございます。

また、今後も防災危機管理課と情報連携をする中で、市民の安全・安心に寄与するような対策のほうは、構築させていただきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） すみません、初歩的というかそういう質問で申し訳ないですけども、これ写真を見ると、パネルがもう全部ほとんど設置されているように見えるんですけども、こちらの発電所というか、もう稼働しているんですかね。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 商業運転のほうは既に開始されているところでございます。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） ちょっとまたこれ、変な質問で申し訳ないですけども、例えばこういう事業をされているということで、こういうところの法人税みたいなものは甲斐市に落ちているということではないのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 固定資産税等の収入は、市の受税収として歳入のほうはされているところであります。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） ちなみに、どのくらいというのは分かりますか。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） すみません、現在、税収のほうの金額は今は分からないところであります。すみません。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 市の取組として、気象情報に伴う巡視の実施とあるんですけれども、これは事業者側がやるのではなくて、市のほうでやるべきことなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 事業者とも当然連携してさせていただくところではありますが、気象情報災害発令された際には、市としても自主的な巡回のほうさせていただいているところでもあります。

○委員長（清水和弘君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 分かりました。坊沢川なんかも近くにありますので、よろしく願いいたします。

先ほど、谷口委員が質問されました市道の補修の件なんですけれども、どの工事もう既に完了されているんですけれども、まだその補修工事が開始されていないというのは何か理由があるんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 県の立入検査で、若干のまだ修正工事を必要とする箇所が散見されましたので、現在そちらの修正工事のほうも終了したところでもありますので、今後について、事業者の責において市道、道路の補修工事のほうは行っていただく予定になっております。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 市の取組状況の1、双葉地区メガソーラー対策協議会、これがもう一つ地域に係る協議会的なものがあるということ、以前一般質問の中で伺ったんですが、そちらとの関係といますか、市とそちらの協議会、協議会同士の連携、こういったものは現状どうなっているかその辺を教えておいてほしいと思います。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） もう一つございます協議会のほうに関しましては、県との情報共有をさせていただきながら、県と一緒にそちらの協議会との対策・検討に関しましては、今現在、実施についての予定を協議している状況であります。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） ということになりますと、現状、その地域の皆さんとの連絡というのは、双葉地区メガソーラー対策協議会が前面に出て、主にそこと地域対策といいますか、その危険対策、これをやられているという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 今年度に関しまして、対策協議会として協議した事項に関しましては、こちらに記載させていただいています双葉地区メガソーラー対策協議会との実施のみということになります。

○委員長（清水和弘君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、菖蒲沢地区メガソーラー事業地の状況についてを終了します。

ここで暫時休憩し、職員が退出します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開いたします。

引き続き、次第の4、その他に入ります。

視察研修について事務局より説明をお願いいたします。

深澤書記。

○書記（深澤隼人君） 前回の委員会の際に、各委員に視察先について検討をお願いしたところですが、若尾委員から別紙のタブレットに入っております資料のとおり、福祉関係の施設及び取組についての提案がありました。

つきまして、別添の資料をご覧ください。

2か所ありまして、愛知県長久手市にありますゴジカラ村というところと愛知県豊明市になります。

次に日程になりますが、今後のスケジュールを見る中で、1泊2日で10月31日木曜日、11月1日金曜日を第1希望で進めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

別紙のとおり福祉関係の施設及び取り組みについて提案がありましたが、委員よりご意見がございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ないようですので、研修内容は福祉関係の施設及び取組について、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのようにいたします。

視察場所についても資料のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのようにいたします。

次に日程ですが、事務局の希望では、10月31日、11月1日ですが、この日程を進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 異議がないようですので、それではそのようにいたします。

以上で、視察研修についてを終了します。

次に、委員より常任委員会関係でその他が何かありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） ないようですので、事務局から何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） よろしければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時08分